

[事案 22-5] 入院給付金請求

・平成 23 年 3 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

うつ病による治療を継続して行っているのに、うつ病は改善し入院の必要はないとして入院日数の一部しか入院給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 2 月 2 日、うつ病を原因とする自傷行為により救急搬送され治療を受け、同月 23 日～11 月 19 日まで、うつ病治療のため入院したにもかかわらず、相手方会社は、うつ病は 3 月 16 日までに改善され、それ以降の入院は自傷行為のための入院と判断され、22 日分の入院給付金しか支払われない。

うつ病は改善されておらず、同年 3 月 17 日から今日まで、うつ病に対する治療は継続して行われ、今後も治療継続の必要性があると認識している。うつ病での入院の必要性を 22 日分しか認めない相手方会社の決定には納得できないので、当該医療保険契約の入院給付金支払限度日数である 90 日分の入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、3 月 17 日以降の入院分の入院給付金の請求に応じることはできない。ただし、当初の入院請求は平成 21 年 8 月 28 日入院中での請求であり、当社が確認調査を実施した同年 9 月 28 日以降、解約された同年 11 月 19 日までの間については、入院を必要とするうつ病の治療を行っていたという判断材料がない。当社としても、申立人から同意書を提出するのであれば、その期間について医師への確認調査を実施する準備はある。

- (1) 確認調査した結果、主治医からは「うつ病については、2 月 23 日～3 月 16 日に入院し治療を行い症状は改善した。しかし、ケガの後遺症のため日常生活を送ることが困難なことから、引き続き入院している」という回答を得ており、3 月 17 日以降は、うつ病について治療は行われているものの、入院を必要とするものとは確認できなかった。
- (2) ケガの原因は自傷行為によるものであるため、約款記載の免責事由（被保険者の故意または重大な過失）に該当するため、3 月 17 日以降の入院部分について、災害入院給付金の支払いにも応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理を行い、申立人の同意を得たうえで、本件入院治療に関し医師への照会を行い、照会結果にもとづいて相手方会社に対し再検討を要請したところ、和解案が提示された。

そこで、同和解案の内容について審理した結果、妥当なものと判断できたことから、同案について申立人の意向を確認したところ、承諾するとの回答が得られたことから、和解契約書の締結をもって、解決した。